訴　　　　状

平成○年○月○日

○○裁判所民事部　御中

　　　　　　　　　　　　　原告訴訟代理人

　　　　　　　　　　　　　　弁　護　士　　○　○　○　○　　印

　当事者の表示　別紙当事者目録記載のとおり

　不当利得返還請求事件

　　訴訟物の価額　　　○円

　　貼用印紙額　　○円

第１　請求の趣旨

１　被告は，原告に対し，金○円及び内金○円に対する○年○月○日から支払済みまで年５パーセントの割合による金員を支払え。

２　訴訟費用は被告の負担とする。

３　仮執行宣言

第２　請求の原因

１　当事者

(1)　被告は，消費者らに対し，利息制限法に違反する高利で貸付を行うことなどの業務を行ってきた株式会社である。

(2)　原告は，被告との間の利息の契約が，利息制限法所定の制限利率を超える部分について無効であることを知らないまま，被告に対し，法律上存在しない債務である制限超過部分を含む約定利息の支払をさせられてきた者である。

２　過払金の発生

(1)　原告は，被告との間において，限度額の範囲内であれば何度でも借入及び返済を繰り返すことができることを内容とする基本契約を締結し，同基本契約に基づき，利息制限法に違反する高利の利息の契約をもって，借入及び返済を繰り返してきた。

(2)　上記の基本契約においては，借入金に対する返済は，各貸付ごとに個別的な対応関係をもって行われるのではなく，上記のように繰り返される借入金全体に対する返済として行われるものとされていた。

(3)　被告が原告訴訟代理人に対し，本訴訟提起前に開示した取引履歴（甲１）によれば，原告と被告との間の貸付及び返済の日付・金額は，別紙計算書記載のとおりである。

(4)　 被告は，利息制限法所定の制限超過利息の受領について，旧貸金業法４３条１項のみなし弁済の規定の適用があるとの認識を有していなかったか，又は，少なくとも，被告について，そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる「特段の事情」は存在しないから，被告は，法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者，すなわち民法７０４条の「悪意の受益者」と推定される。

(5)　したがって，原告が被告に対し支払った金額のうち，利息制限法所定の制限超過部分は当然に元本に充当されるとともに，計算上元本が完済された以後の過払金については，被告らは原告に対し，民法所定の年５パーセントの割合による利息を付して，返還する義務がある（民法７０４条）。

(6)　そこで，甲１の取引履歴に基づいて，利息制限法による引き直し計算をすると，別紙計算書のとおり，○年○月○日現在，過払金元本は○円であり，これに対する未払い利息は○円（合計○円）である。

３　結論

よって，原告は被告に対し，民法７０４条の不当利得返還請求権に基づき，○年○月○日現在の過払金元利合計○円及びうち過払金元本○円に対する○年○月○日から支払済みまで民法所定の年５パーセントの割合による利息の支払を求める。

以上

証　拠　方　法

１　甲第１号証　被告作成の取引履歴

添　付　書　類

１　資格証明書　　　　１通

２　甲第１号証写し　　２通

３　証拠説明書　　　　２通

４　訴訟委任状　　　　１通

別紙　当事者目録（省略）

別紙　計算書（省略）